

昭和四十年大蔵省令第四十五号

国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令を次のように定める。

（国民年金法に基づく保険料の納付）

第一条 歳入徴収官及び歳入徴収官代理（以下「歳入徴収官等」という。）は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による被保険者又は被保険者であつた者が同法に規定する保険料（北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）第八条の規定により被害者の子及び孫が納付する保険料に限る。）を納付する場合は、歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）別紙第四号の十五書式の納付書により当該保険料を納付させるものとする。

2 歳入徴収官等は、国民年金法第九十二条の二の第二項に規定する指定代理納付者及び同法第九十二条の三第一項の規定に基づき被保険者の委託を受けて保険料の納付を行う者が同法に規定する保険料を納付する場合（当該保険料に係る延滞金をあわせて納付する場合を含む。）は、別紙書式の納付書により当該保険料を納付させるものとする。

第二条 削除

（沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令に基づく保険料の納付）

第三条 歳入徴収官等は、沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）第五十六条の九の規定により沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第百四条第四項に規定する者とみなされたものが同令第五十六条の四第二項の規定の適用により特別納付保険料を納付する場合は、歳入徴収官事務規程別紙第四号の十四書式の納付書により当該特別納付保険料を納付させるものとする。

附則 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第二項第二号の規定は、昭和四十年八月一日から施行する。

2 次に掲げる省令は、廃止する。

一 国民年金法に基づく保険料の納付の特例に関する省令（昭和三十六年大蔵省令第十号）

二 健康保険法に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令（昭和三十八年大蔵省令第二十九号）

附則（昭和四十二年三月二十九日大蔵省令第一一号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十五年七月一日大蔵省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十六年十一月三十日大蔵省令第八一号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の契約事務取扱規則第二十六条の規定は、昭和四十六年十月一日から適用する。

附則（昭和五十二年七月二十八日大蔵省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十四年九月二十九日大蔵省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正前の国民年金法等に基づく保険料の納付手続に関する省令別紙第二号書式は、当分の間、使用できるものとする。

附則（昭和五十八年二月二十六日大蔵省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正前の国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令別紙第一号書式は、当分の間、使用できるものとする。

附則（昭和六十二年四月一日大蔵省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行し、別紙第二号書式の改正規定は、昭和六十一年十月一日から適用する。

2 この省令による改正前の別紙第二号書式は、当分の間、使用できるものとする。

附則（平成元年四月六日大蔵省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年三月二日大蔵省令第五号）

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附則（平成七年三月二四日大蔵省令第五号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

2 この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による帳簿及び用紙は、当分の間、これを取りつくり使用することができる。

附則（平成七年三月二八日大蔵省令第一四号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成十二年三月二十九日大蔵省令第二一号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令及び光学読取式電子情報処理組織を使用して処理する場合における特定歳入金等の収納関係事務等の取扱いの特例に関する省令に規定する書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成二十二年九月二十九日大蔵省令第七五号）

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令（第四十二条を除く。）による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成二十二年一月二十九日大蔵省令第七九号）

1 この省令は、平成十三年一月九日から施行する。

2 この省令による改正前の国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令別紙第二号書式は、当分の間、使用できるものとする。

附 則（平成二十四年一月二日財務省令第二号）

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の第一号書式による用紙で現に存するものは、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

3 日本銀行は、平成十四年四月一日から平成十四年五月一日までの間、第一条の規定による改正前の国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令別紙第一号書式により納付を受けた場合は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）第十四条及び日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）第三条第一項の規定にかかわらず、領収済通知書を社会保険庁の歳入徴収官に送付するものとする。

附 則（平成二十五年三月三十一日財務省令第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（旧書式の使用）

第十条 この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成二十七年三月三十一日財務省令第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、予算決算及び会計令等の一部を改正する政令の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

（証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則等の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この省令の施行前に行ったこの省令の規定による改正前の各省令の規定による歳入の徴収及び支出に関する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年二月二十八日財務省令第八九号）抄

1 この省令は、平成十八年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成二十八年三月三十一日財務省令第三〇号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十一日財務省令第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特別会計に関する法律の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

（旧書式の使用）

第三条 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成二十〇年二月一日財務省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年三月二十七日財務省令第一五号）抄

1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年二月二十八日財務省令第七三三号）抄

1 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成二十七年三月三十一日財務省令第四一〇号）抄

1 この省令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

2 この省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和元年五月七日財務省令第一号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り継い使用することができる。
附 則 (令和二年二月四日財務省令第七三号)
(施行期日)
- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第二十条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

(別紙書式)

(第1片)

納付書・領収証書		国庫金	国民年金	第 号
令和 年 月 日 (歳入徴収官、歳入徴収官代理官職氏名) 納付場所 (住所) (氏名) 殿	納付目的	下記の納付金額を領収しました。 (領収年月日及び領収者名)		
	年度			
	年金特別会計 ()	内閣府及び厚生労働省 所管		
	(取扱庁名) ()	国民年金勘定		
	納付金額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		
◎この納付書は、3枚1組の複写式となっていますから、3枚とも納付場所に提出して下さい。				翌年度4月1日以降現年度歳入組入

(第2片)

領 収 控		国 庫 金	国 民 年 金		第 号					
納 付 場 所 (住 所) (氏 名) 殿			納付目的	下記の納付金額を領収しました。 (領収年月日及び領収者名)						
			年度							
			年 金 特 別 会 計 ()	内閣府及び厚生労働省 所管						
			(取扱序名) ()	国 民 年 金 勘 定						
			納付金額	十	億	千	百	十	万	千
翌年度4月1日以降現年度歳入組入										

